



～養子縁組で相続税の節税～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



相続税の節税のために、長男の嫁や孫を養子にするといったことがあります。養子縁組により相続税の基礎控除額や生命保険金の非課税枠が拡大され相続税の節税効果があります。養子縁組には、「特別養子縁組」と「普通養子縁組」の2つの方式がありますが、相続対策として活用されるのは「普通養子縁組」となります。なお、普通養子縁組で養子となった者は、養子先の親（養親）の相続人になりますが実親との親子関係は消滅せず、養親と実親の2組の親の子となり相続人になります。

1. 養子縁組の節税メリット

- ① 養子縁組により、「法定相続人の数」（注）が増え、下記の控除額が増加し相続税の負担が減少します。

遺産に係る基礎控除額 : 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数
生命保険金の非課税金額 : 500万円 × 法定相続人の数
退職手当金の非課税金額 : 500万円 × 法定相続人の数

（注）養子の数の制限

民法上は養子の数に制限はありません。何人を養子にしても問題はありません。しかし、相続税においては租税回避を防止するため、法定相続人の数に含める養子の数に制限があります。実子がいる場合は1人、実子がいない場合には2人までになります。

- ② 相続税の総額が少なくなる。

相続税の計算は、法定相続人が法定相続分の遺産を取得するものと仮定して、その遺産額に応じた税率を乗じ相続税の総額を計算します。相続税は所得税と同じく超過累進税率なので、遺産額が多くなればなるほど税率が高くなり相続税額も高くなります。養子縁組をした場合には、相続人が

◆相続税の総額◆

(課税遺産額)	実子1人	実子1人+養子1人	節税額
	基礎控除 3600万円	基礎控除 4200万円	
5000万円	160万円	80万円	△80万円
6000万円	310万円	180万円	△130万円
8000万円	680万円	470万円	△210万円
1億円	1220万円	770万円	△450万円
1億5000万円	2860万円	1840万円	△1020万円
2億円	4860万円	3340万円	△1520万円

2. 養子縁組のデメリット

- ① 相続人が増えることにより遺産分割がまとまらなく可能性が増える。養子にも相続権があるので、養子が想定以上の財産の分配を主張したり、相続人が増えたことにより、相続分が減ったという不満がでることも考えられます。
- ② 孫養子の場合、その孫養子の相続税は2割増しとなる。しかし相続を一代飛ばすことができるので、トータルで節税になればデメリットではなくなります。
- ③ 姓が変わる。

**養子縁組は、節税効果だけでなく色々な角度から検討が必要です。
また、事前に他の相続人に報告し了解を得ておくことをお勧めします。**

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp